

平成14年6月27日 改正
平成15年6月27日 改正
平成16年6月29日 改正
平成17年6月29日 改正
平成18年6月29日 改正
平成21年6月26日 改正
平成23年4月16日 改正
平成23年6月 1日 改正
平成23年6月29日 改正
平成24年6月28日 改正
平成25年6月27日 改正
平成27年6月29日 改正
平成27年10月1日 改正
平成30年6月28日 改正
令和4年6月29日 改正

ニッコンホールディングス株式会社 定款

東京都中央区明石町6番17号

ニッコンホールディングス株式会社

ニッコンホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ニッコンホールディングス株式会社と称し、英文では NIKKON Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、及びこれに相当する事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 貨物自動車運送事業
2. 貨物利用運送事業
3. 航空運送代理店業
4. 倉庫業
5. 通関業
6. 内外物資の輸出入及び販売
7. 廃棄物の収集、運搬及び処分に関する処理事業
8. 自動車分解整備事業及び自動車部品の販売
9. 貨物荷造梱包解装作業
10. 梱包原材料の製造及び販売
11. 石油製品の販売
12. 物流関連機器の設計製作及び販売
13. 機械器具及び装置等の加工、組立及び解体
14. 損害保険代理業及び生命保険代理業
15. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
16. 不動産賃貸業
17. 総合リース業
18. 労働者派遣事業
19. 古物の売買
20. 発電及び売電に関する事業
21. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造と流通に関する事業
22. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、152,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当て

を受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集時期)

第13条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集する。

2. 臨時株主総会は、必要の場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使の制限)

第18条 株主が議決権行使を委任する代理人は、議決権ある当社の出席株主に限る。

2. 株主又は代理人は、その代理権を証する書面を総会ごとに、当社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(取締役の員数及び選任方法)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以上11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内（そのうち、過半数を社外取締役とする。）として、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 4. 会社法第329条第3項に基づいて選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中からその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。監査等委員は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を發して監査等委員会を招集する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を發しない。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第32条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押

印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人 の 責 任

(会計監査人の責任免除)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第77回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。